

公立保育所における利用者支援事業の取り組みに関する研究(2)

－コーディネート機能に着目して－

Research on User Support Program in Public Childcare Center (2)

－Focusing on the Coordination Function－

谷口 良美

愛知みずほ短期大学

Yoshimi TANIGUCHI

Aichi Mizuho Junior College

要旨

本研究は、公立保育所で展開される利用者支援事業について、事業の目的や支援を行う専門員の役割に着目し、保育士経験を持つ主査（利用者支援専門員）がこの事業において生かすことができる保育士の専門性と公立保育所の強みを生かした地域連携による効果を明らかにすることが目的である。A市の公立保育所の主査4名に対面式の半構造化インタビューを実施した。事業内容や保育士の専門知識の活用、社会資源との連携について、インタビュー調査を行い、その語りを分析した。主査が語った実践の中から3つの事例を取り上げ、「保育所保育士が利用者支援専門員として生かすことができる保育士の専門性」「公立保育所の強みを生かした地域連携」について、ケースマネジメント援助技術及び地域の専門機関等との連携の視点から捉えた結果、それぞれの事例の中で、主査はソーシャルワーク的な専門性をもって支援にあたっており、公立保育所はセーフティネットの役割を担い、地域の公的機関とつながっていることが示唆された。ここで、公立保育所において、主査が利用者支援事業を行う効果が明らかになった。

キーワード：利用者支援事業； 保育所保育士； 専門性； 公立保育所； 地域連携

Key Word : User Support System for Child-rearing; Nursery Teachers ; Professionalism ; Public Childcare Center; Local Cooperation

1. はじめに

子どもと保護者を取り巻く環境の変化に対して、国は様々な施策を展開した。2015年4月には「子ども子育て支援法」等に基づく子ども子育て支援新制度が施行され、地域子ども・子育て支援事業が13種類用意された。中でも「利用者支援事業」は新たに制度化された事業でありその目的について柏女・橋本（2015）は、「教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利

用できるよう支援することで、身近な場所での情報提供や相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整を行う」ことであり、その業務は「公的サービスの利用調整のみならず様々な社会資源を利用者のニーズに応じて調整し、支援することであり、ソーシャルワークにかなり近い業務といえる」と述べている。

子育て家庭の包括的な支援を行うための「コーディネーター」には、子どもの育ちを見守りながら専門的

な視点に立って地域課題や社会資源を俯瞰する力が必要とされる。そのコーディネーターとなる利用者支援専門員について、厚生労働省(2015)「利用者支援ガイドライン」では、保護者等のニーズを把握し、当事者の目線に立って、子育て支援に係る施設や事業等を提案して円滑な利用の手助けをする役割を担うとともに、発達が気になる子どもの相談や育児不安を抱える保護者からの相談があった場合、直接、個別問題を解決するのではなく、相談者が抱える課題を解決するために早期に適切な専門機関等につなげ、継続的な見守りを行い、必要に応じて社会資源の開発等を行うなど、「間接的支援」「予防的支援」の役割を担う、としている。利用者支援事業を担う専門員の役割は、その家庭なりに子育てに取り組んでいくプロセスをサポートすることであり、地域の側にも働きかけ、その家庭が必要とする支援にたどり着けるようつながりを作ることが必要となる。新たに始まった利用者支援事業について、地域資源を活用したソーシャルワーク的な支援を継続的に受けられる環境を整えることで子育て家庭の孤立や深刻な事態を予防できると期待は高まっている。

A市では2014(平成26)年度より利用者支援事業「基本型」が公立保育所で始まり、利用者支援専門員として企画調整担当主査(以降、「主査」とする)が子育て支援の場に出向き、社会資源間を繋ぎ実践を重ねている。谷口(2022)は、公立保育所で利用者支援事業を行う主査が利用者となつたり、地域における定着や連携できているという効果を実感するまでの意識の変容に着目し、そのプロセスにおいて影響を与える要因について明らかにした。本研究では、公立保育所における利用者支援事業の展開から、1点目として保育所保育士が利用者支援専門員として従事するうえで生かすことができるソーシャルワークの専門性を踏まえた保育士の専門性を探り、2点目は主査に求められるコーディネーターの役割と地域に根差した公立保育所の強みを活かした地域連携について明らかにする。

利用者支援事業の役割として「利用者支援」と「地域連携」の2つが示されている。「利用者支援」は、子育て家庭の相談を受け、単に解決に導くのではなく、その家庭が主体としてその状況や課題を整理することを援助し、必要とする地域資源を紹介してその利用を促すことができるようにサポートすることである。また「地域連携」として、地域資源に働きかけて必要な資源にたどり着けるよう連携していかなければならない。そこで状況に応じて地域資源を開発することも必要となる。また、厚生労働省(2015)「利用者支援ガイドライン」では、このような業務を担う利用者支援専門員に求められる役割について「ア：利用者と地域の子育て資源または各子育て資源間のコーディネーターで

あり、ソーシャルワーク的なものであること、イ：地域の子育て資源について深い理解や関係者との密な関係構築が必要であること、から子育て支援に関する事業の実務経験を有するものであることを基本とする」としている。

大日向(2014)は利用者支援事業に携わる人材養成が急務であるとしながら、求められる資質について、親の声に真摯に耳を傾ける「傾聴力」と、ワンストップサービスの機能の体制を整備するための「地域の社会資源との連携力」を挙げている。これらは実際に保育所保育士が行っている保育相談援助と重なる部分があるのではないだろうか。保育士の相談援助に関して、保育所保育指針解説書(2008)「第6章(5)相談・助言におけるソーシャルワークの機能」には、「(略)ただし、保育所や保育士はソーシャルワークを中心的に担う専門機関や専門職ではないことに留意し、ソーシャルワークの原理(態度)、知識、技術等への理解を深めたいうえで、援助を展開することが必要です」と記されている。また、2018年に改定された保育所保育指針解説書(2018)では、前指針で示された「関係機関等との連携や協働、要保護児童への対応等」とともに、「保育の専門性を生かすこと」や「保育所がその環境や特性を生かして地域に開かれた子育て支援を行う」ことがより明示的に記載されている。ここから保育の専門性としての相談援助技術を生かしながら、地域とともに子育て支援に取り組むことが求められていることがわかる。このことから、保育現場で豊かな実践を重ね保護者対応での様々な経験を積んだ保育士は、利用者支援専門員として必要とされるソーシャルワークの技術を経験的に備えていると考えられるため、その専門性を生かして援助を展開すべきである。

一方で平田(2015)は利用者支援事業に携わる利用者支援専門員が「子育て支援コーディネーター」にふさわしいとし、「子育て支援コーディネーターは、ソーシャルワークを専門とする社会福祉士が望ましい」と述べている。そして援助の手続きについて、ケースマネジメント援助技術を用いて①アセスメント②プランニング③リンキング④モニタリングを行い、必要な場合は再アセスメントを実施し利用者が確実に必要な資源にたどり着けるようにする、と整理した。そのうえで、虐待など特殊なケースについては専門機関のソーシャルワーカーにつないでいくとしている。このようにソーシャルワークを専門とする社会福祉士でなければ利用者支援専門員として従事できないのであろうか。そこでA市で利用者支援事業を行う主査が、どのように専門員として必要とされているソーシャルワークの機能を果たしているのかを明らかにする。そして、利用者支援事業において主査が専門員として生かすことが

できる専門性について検討していく。

「地域連携」について、利用者支援事業を公立保育所で行う利点として、地域の子育て家庭を支える関係機関との連携があげられる。利用者支援事業「基本型」においてはその性質上事業の実施主体で解決できる問題はそう多くはないといえ、関係機関との協働・連携は欠かせないものであり、市町村・保健センターなどの公的資源、主任児童委員・社会福祉協議会などの制度化された市民資源、NPO・子育てサークルなどの市民主体の資源など、多様な地域資源で共に担うことが必要になるとしている。育児不安、育てにくさが虐待につながるケースも多い。多様な支援機関が情報共有しながら問題解決のために社会的支援の網を張りめぐらせなければならない。公立保育所の特性として、市町村の共通したベース（保育理念、方法など）の下、どの保育施設に行っても偏らない、中庸、平等で公平の安心感があることがあげられる。また公立保育所職員は行政職の中の専門職として、市（町村）の人材育成の体系に基づき研修を行うなど、行政組織の一員であるという自覚を持っている。そして他の公的機関の職員との顔が見える関係構築ができる。このような公立保育所の強みを生かして包括的な地域支援が求められている。実際、現場において公立保育所はセーフティネットとして地域の中で必要とされており、地域の関係機関と連携を取りながら子育て支援に取り組んでいる。ここでは、関係機関との連携を通して、利用者支援事業を公立保育所で行う効果を明らかにする。

II. 分析方法

1. 研究協力者

各公立保育所で利用者支援事業に関わる主査にインタビュー調査を実施した。保育所で行われている利用者支援事業の実施状況や、その工夫や評価・課題から利用者支援において保育士がどのように専門性を発揮しているか、また地域連携において公立保育所が有効に社会資源と連携しているかについて考察することを目的としていることを伝え、あらかじめ用意した質問に対して事例を交えて話していただいた。表1は研究協力者の概要と調査日、インタビュー時間である。

表1 研究協力者の概要

	現職の年数	その他の職歴	調査日	時間
B主査	1年目	保育士26年 園長3年	2019.8.7	40分45秒
C主査	2年目	保育士25年 園長9年	2019.8.7	1時間2分40秒
D主査	3年目	保育士25年 園長5年	2019.9.9	42分52秒
E主査	1年目	保育士27年 保育係長1年	2019.9.10	51分26秒

2. インタビュー調査内容及び手続き

インタビュー調査は、対面式の半構造化インタビューを実施した。落ち着いた雰囲気の中で安心して面談できるように各保育園を訪問した。利用者支援事業従事者へのインタビュー項目は表2のとおりである。

表2 インタビュー項目

1. 事業として実施している活動について	
利用者支援	
1) 相談	2) 情報の収集及び提供
3) 助言・利用支援	4) 相談等の記録
地域連携	
5) 関係機関等との連絡・調整、連携、協働の体制づくり	
6) 地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、社会資源の開発等	
2. 支援をするにあたり役立った知識について	
1) どのような知識が役立ちましたか	
2) どのような場面で役立ちましたか	
3. 活動の評価について	
1) 良かったと思う事例について	
2) 効果的だった事例について	
3) 効果的だった事例は、どのように工夫しましたか	
4. 関係機関や地域との連携について	
1) 関係機関との連携について、具体的に	
2) 地域との連携について、具体的に	
5. 今後の子育て支援活動について	
1) この事業に望まれることは何であると思いますか。	
2) 今後どのように展開するとよいと思われますか。	
6. 地域子育て支援拠点事業について	
1) 事業内容についてどのくらい周知していますか。	
2) 地域子育て拠点事業について望まれることがあればお聞かせください。	

3. 分析方法

利用者支援事業に関わる企画調整担当主査のインタビューを録音し、逐語録化した。その語りの中から大谷（2019）を参考に、重要だと思われる語りを中心に構成概念を作成した。

4. 倫理的配慮

本研究の実施にあたっては、名古屋市立大学大学院の研究倫理審査委員会及びA市担当部署の承認を得ている（ID18044）。

III. 結果

1. 分析結果の概要

A市における利用者支援専門員は、20年以上の豊富な保育経験を有する主査である。また、園長経験者が多く園運営やリスクマネジメント、職員育成においての経験も備えている。そのため主査が持つ保育相談援助技術やケースマネジメント援助技術が専門員として生かすことができるのではないかと考える。また、主査は公立保育所の職員であり、公務員としての倫理観や全体の奉仕者として市民サービスに対する意識を持って職務にあっている。秘密保持や個人情報の取扱い等についても徹底しているところである。100近く

ある公立保育所はセーフティネットの機能を果たしており、公的機関と密に連携を取り合い、地域の子育て資源とのかかわりも重要で欠かすことができない。

そこで4名の主査のインタビューより、「(1) 保育所保育士が利用者支援専門員として従事するうえで生かせる専門性」及び「(2) 公立保育所の強みを活かした地域連携」の2つの視点に特化して(3) 3つの事例を分析した。

(1) 保育所保育士が利用者支援専門員として生かすことができる保育の専門性

保育士の専門性をいかした実践を、平田(2015)のケースマネジメント援助技術に当てはめた。

①アセスメント：利用者の社会生活上の基本的欲求が満たされているか、社会関係をうまく調整できているかを現状把握する。②プランニング：利用者の主体的な視点に立って、フォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルな資源を積極的に活用し、利用者とともに計画を立てる。③リンキング：利用者が必要な資源を利用できるように援助する。つないでいく。④モニタリング：つないだ後、利用者がサービスをうまく利用できているか把握・確認する。

以上の4つのケースマネジメント援助技術について、馴染みのある言葉として次のように言い換えることにした。①アセスメント＝「知る」 ②プランニング＝「手だて」 ③リンキング＝「つなぐ」 ④モニタリング＝「見守る」である。主査は経験年数等により技術の差はあるものの、保護者を支援するうえで、一定のケースマネジメント援助技術の段階を踏みながら実践しているか、または実践しようと心掛けていることがわかった。ケースマネジメント援助技術と保育士がおこなう相談支援技術がうまくかみ合うことで、利用者にとってより良い支援につながると考える。

(2) 公立保育所の強みを生かした地域連携

主査へのインタビューから地域の関係機関へのアプローチが明らかになった。図1が連携図である。

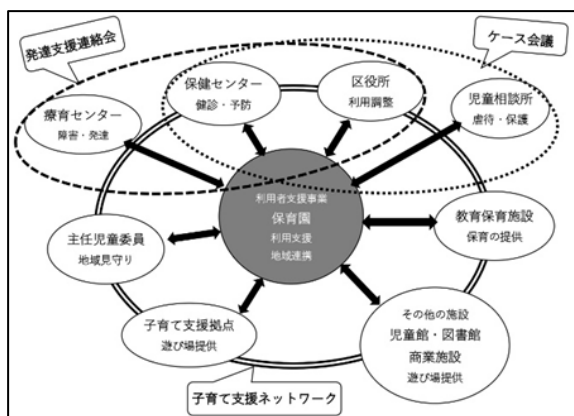


図1 地域の専門機関・子育て資源との連携図

地域の子育て家庭を支える機関が行う連携会議には、子育て支援者が集まる地域子育てネットワーク会議をはじめとして発達支援連絡会議、虐待等のケース会議など様々なものがあり、主査や園長はそれぞれの会議の構成員もしくは構成員ではないものの必要に応じて関係機関と連絡が取り合える立場にある。公的関係機関はもちろんのこと、地域子育て支援拠点、幼稚園や保育所、認定こども園や地域型保育事業所を含む教育保育施設、地域住民支援者である主任児童委員ともつながっている。

この連携図を活用し、担当者が実際にどのように関わっているのかを事例を通して分析した。

(3) 3つの事例について

今回分析をするにあたり、3つの事例を挙げることにした。4名の主査のうち、B主査とE主査については主査になって半年もたっておらず、語りの中から具体的な実践事例が出てきていないため、利用者支援専門員として経験豊富なC主査とD主査の2名の実践事例の中から以下の3つを選んだ。1. 子育てに不安がある母親を地域子育て支援センターにつなげた事例、2. 双子の会の仲間同士をつなげた事例、3. 虐待の恐れがある家庭を保育所入所につなげた事例、である。3つの事例については、それぞれ「利用者＝子育て家庭」「支援者＝関係機関等」「専門員＝主査」が関わりあいながら支援に結び付けることができた事例である。

2. 事例1：子育てに不安がある母親を地域子育て支援センターにつなげた事例

《事例概要》

C保育所は、サポート保育所として企画調整担当主査1名と専任保育士1名が配属される利用者支援部門があり、地域子育て支援センターが同一保育所内に併設されている。地域子育て支援センターは月～金曜日1日5時間開設し、保育士資格を持つ職員2名が従事する。主査はアウトリーチが可能であり、地域の子育ての場に出向き関係機関と調整を取りながら動いている。主査は主任児童委員が主催する子育てサロンや、子育て広場等に顔を出し、地域の子育て中の親子と顔がつながりつつある。子育てサロンで出会った母親の不安げな様子を見て、地域子育て支援センターを紹介したところ遊びに来るようになった。

今年度からユニットも形成され、一般園として2つの公立保育所と連携している。各保育所には利用者支援事業の専任保育士が1名ずつ配属されている。各保育所での子育て支援企画として行うプレママ・プレパパ・ベビーサロンは、ユニットになったことで浸透し、多くの子育て中の親子や妊婦が参加している。各保育所で行うことでリピーターや上の子を保育園に通わせ

ている保護者の中で交流が弾み、次の開催を心待ちにしている親子が増えてきた。また妊婦さんについても、出産後も訪れることができる場所として継続的に見守りすることができる。

《解説》**相談援助技術**、「**主査の語り**」【構成概念】で表す。

地域の保護者向けの企画を通して保護者目線の寄り添い型支援を展開することができている事例である。

知る 子育て支援の場に出かける主査は、「(親子と)繋がりを築いていけることや、そういったことで子育ての孤立感を防ぐことができたかな」「顔が繋がってくると、いつでも身近な場所で、相談できるっていう安心感があって」と地域の子育て家庭の保護者との何気ないやり取りから、その時の保護者の【子育て不安や負担感】を理解することから始めている。

手立て 次第に「関係性が深まってくると、子どもの成長を喜び合ったり」、「毎日会わない分、たまに合うと成長の変化とかもよくわかる」と関係構築をする中で【心情への共感】をし、保護者への【寄り添い型支援】へと展開する。

つなぐ 「子育て支援センターがあるので、そちらにもつなぐことができる」として利用できる子育て資源として選択した。自園の地域子育て支援センターを紹介することで【拠点と相互協力的介入】し、つないだ。

見守る 以降、支援センター職員との連携をもとに「地域の子育て家庭を継続して見守っていける」と【地域ぐるみ支援体制確立】していくことができるようになった。

手立て 妊娠期の方や子育て親子の交流の場としての企画の一つ、プレママ・プレパパ・ベビーサロンを開催した。今回は「園見学と公立保育園の説明」をした。「要望もすごく高い地域であるので、プレママ・プレパパ・ベビーサロンの機会を、そういったことを入れ込む」ことで、気軽に相談したり立ち寄れる場としての保育園の機能を知ってもらえ、保護者との関係構築が促進される。

つなぐ ユニットになり一般園が立ち上がり、公的機関連携拡大することで近くの保育所が繋がってきた。保育所同士のつながりの拡大は、保護者同士のつながりも促進する。「交流の時に細かいことを保護者目線で話し、自然のやり取りができる」「いろんなノウハウをこと細かく和気あいあいと伝えあっていた」ことで保護者同士という身近なインフォーマルな関係促進をしていくことも意識している。

見守る 「年明けにもまた会おうねっていう約束をして」事業定着実感と人的つながり拡大を基盤に、今後も他支援機関への出向を通してニーズに応じた情報を提供しながら見守りをしていく(図2参照)。

《関係図》

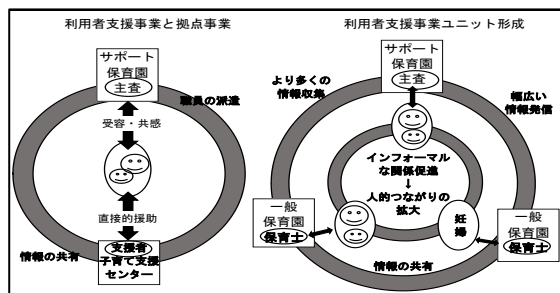


図2 事例1 支援センターとのつながりとユニット形成による支援の広がり

《考察》

この事例は、地域への出向により出会った子育て家庭へのアプローチである。利用者支援専門員である主査は、アウトリーチが可能となった。拠点事業である地域子育て支援センターは「場の提供」を行っているが、支援が必要な家庭は外に出られる親子ばかりではない。そこで主査は出向先で出会った不安感を抱いた親子に対して保育援助技術を駆使して関係作りをしたうえで、地域子育て支援センターにつなぐことができた。同一保育園に地域子育て支援センターがあることで、主査が引き続き見守り続けることができることも大きな安心感につながる。また事業拡大によりユニットとなり、支援の幅が広がったこともこの事例からは読み取れる。公立保育園で行われる利用者支援事業として、サポート園と一般園からなるユニットに注目したい。複数の場所、複数の支援者が連携することで重層的にかかわることができ、手厚い支援につながる。この事例で行われていた保護者同士の意見交流は当事者目線でより受け入れやすいものとなる。また利用者支援事業は、子育て家庭ばかりではなく妊娠期からの支援も視野に入れているということで、出産前後も地域で支えていける体制づくりに寄与しているといえる。主査は当事者同士が育ちあえる方法を探りあう機会を作り、保護者同士を「つなぐ」を意識して支援にあたっていることがわかる。

3. 事例2：双子の会の仲間同士をつなげた事例

《事例概要》

D 主査は3年目となり、地域の関係機関の職員とのつながりができてきたと感じている。保健センターで行う行事や企画への派遣依頼もあり、「まな防災(学ぼう+防災)」「双子の会(多胎児の会)」「障害児の親子の会」に参加することも多い。また、教育保育施設や、地域子育て拠点、区役所、保健センター、図書館等の機関が集まり、商業施設等を借りて行う「ミニ広場」の運営にも関わり、地域の子育て家庭が集う場の継続開催に尽力している。

この事例は、保健センターの多胎児の会で出会った

保護者のニーズを吸い上げ、双子の親子だけで集まる場として地域の教育保育施設とつなぎ、親の中で中心となれる人物が運営をしサークルとして立ち上げることができるまで見守りながらつないだこと、「双子なので、(近くに)駐車場がないと連れていけない」という保護者の切実な声を聴き、支援者が集まる会議で伝えたところ地域子育て拠点につなぐことができた事例である。

《解説》**相談援助技術**、「主査の語り」【構成概念】で表す。

知る 保健センターとは「職員派遣という形で行っている」ことで、「保健師さんとは顔馴染みというか、顔がわかる関係なので」と、日頃から連携を取ることができている。多胎児の会【多胎児仲間づくり支援】に参加した時のこと、子連れで行ける遊び場を尋ねられ、子育て支援センター等の地域で開催されている遊びの場に誘ったところ、「双子ちゃんだけで集まる場所が欲しい」と双子の親子だけで気軽に集まることができ悩みを共有できる場の【ニーズを把握】することができた。

手立て そこで主査は【受け入れ先模索】するため子育て支援者が集まる会で尋ね、もう一つの手立てとして、双子の会を「核となるお母さんを決めて窓口になってもらう」ことで【当事者意思尊重援助】として保護者による双子の会の立ち上げにつなげようとした。

つなぐ すると、受け入れ先として幼稚園の子育て支援拠点が手を挙げ、主宰できそうな保護者を窓口にして【ニーズ対応グループ成立】させることができた。これこそ公的機関による支援から【インフォーマルな関係】への転向である。

見守る 運営は保護者と子育て支援拠点に任せるが、拠点や保護者と顔を合わせると「今年度は毎月やっています」と話してくれる。【自立体制の確立】をし、保健センター保健師とともに自主継続できるよう『見守る』ようにしている。

知る 主査は何気ない会話の中から保護者の思いを汲むことに心がけている。多胎児育児中の母親と話す中で、「お母さんによっては「大変だね」って言われたくない。「がんばってるね」って言われたい」と声掛けの難しさを感じた。気軽に公立保育所の地域子育て支援センターにお誘いしても「駐車場がないと連れてこれない」などと【新たなニーズの気づき】を得ることがしばしばである。

手立て そこで、双子がいても遊びの場に出かけたいという【当事者意思尊重援助】のため、駐車場がある施設を探すことにした。

つなぐ **見守る** ヒットしたのが、駐車場が併設されている子育て支援拠点で、実際に利用した保護者によ

ると「ピンポンならば先生が来てくれて2人いっぺんに上がる」と駐車場まで迎えに来てくれて助かっているとのこと。子育て支援をその地域で長く続けるためには【関係機関の連携】が必要である。「場の提供」をする子育て支援拠点においても「ルールが引かれ、リピーターも増え始めれば軌道に乗るかな」と保護者の子育て支援拠点につなぎ、その施設の自立体制の継続を見守ることができる。主査は、引き続き地域へのアウトリーチにより、【地域ニーズの把握】をしようと考えている(図3参照)。

《関係図》

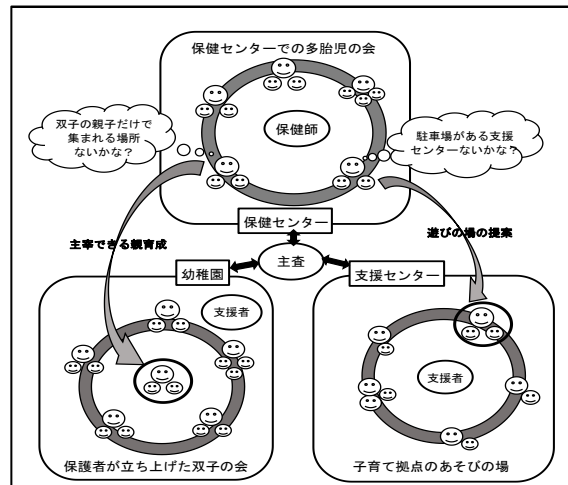


図3 事例2 多胎児の親子のつながり図

《考察》

同時に2人以上の妊娠と出産、育児を担う「多胎育児」は、身体と心への負担が大きく、外出しにくいことなどで孤立しやすいとも指摘されている。しかし当事者の困難さは十分に周知されてはおらず、支援も行き届いていないとはいえない。多胎育児家庭への支援の必要性を訴える声が一段と高まったのは、愛知県豊田市で2018年1月に11カ月の三つ子の母親が子の1人を死亡させた事件である。低体重での出産、子ども同士の発達の違い、経済的な負担の大きさ等、多胎育児特有の困難さは少なくない。大木ら(2019)は「多胎育児の経験を共有したい場合や、地域に密着した育児・生活上の情報交換を求める場合に身近なサークルは大きな役割を果たす」と述べている。この事例において主査は、保健センターで行われている多胎児の会の中で親の悩みを傾聴の姿勢で聞くことにより当事者にしか分からない負担感や困難さを理解しようと努めている。保健センターが主催する多胎児の会から利用者自らが新たなサークルを立ち上げることとなった。地域の潜在的な資源の発掘であり、支援される側の親が支援を必要とする親の支え手になってくる「支援の循環」の萌芽であると考えられる。そこに少しの援助、活

動場所として地域の拠点を紹介することで今後の見守りや新たな情報提供につながる。必要な資源につなげるためにサービスを提供するばかりではなく、利用者が持つ力を引き出しながら地域資源を開発することこそ、地域連携における利用者支援専門員に必要な力量である。一方で、援助を必要とする親に対してはそのニーズを見極めながら地域の子育て拠点につなげている。多胎育児の困難さは当事者にしか分からないが、多くの保護者支援をしてきた経験からその困難さを理解しつつ地域資源に働きかけた。必要な支援の見極め・提案は、保護者に寄り添いながら支援する保育者の専門性を生かしたアプローチであり、地域の子育て支援者とつながっている主査だから可能な連携である。

4. 事例3：虐待の恐れがある家庭を保育園入所につなげた事例

《事例概要》

D区は地域的に要支援家庭が多く、保健センターや区役所、児童相談所等、関係機関と連携を密にしている。D保育園では毎月のように相談を受け、家庭訪問に出かけたりしている。これはその中の1事例である。保健センター、区役所、児童相談所が連携して訪問介入している家庭について、保健センターからの依頼があり主査も同行することとなった。その家庭は以前虐待があったとして上の子が一時保護になるという経緯があった。以降、母親は区役所、児童相談所、保健センターに対して不信感を抱き受け入れようとしないう。主査は「保育園のことが聞きたい」という母親の意向を受け家庭訪問に同行することとなった。児童相談所が介入しているケースで、保育園入所につながるか不安を抱えながらも、何度か訪問し話を聞き、時には地図を持参したりして保育園の場所などを示した。児童相談所や保健センターは「保育園につながっていることで子どもの安全が確認できる」として保育園入所を期待している。D区の公立保育所への入所が決定した。虐待ケースのため、保育園入所に際しては「保育園に通うこと」を条件とし、入所先の保育園長に任せるのではなく、主査をはじめとして関係機関が連携しながら見守りを続けている。

《解説》相談援助技術、「主査の語り」【構成概念】で表す。

知る 「保健センターさんのほうから、割と要支援家庭とかの相談は受ける」とあるように、保健センター保健師と主査は、地域の子育て家庭について必要な連携は取れている。ある家庭を保育園入所につなげたいということで保健センター、区役所、児童相談所、そして保育園（主査）が【要支援家庭介入訪問】をすることとなる。この家庭は、「児相ケース」「上の子たちが自分のいない間に児相に連れていかれている」た

め、保健センター、区役所、児童相談所に対して、【トラウマによる拒否状態】となっていた。「来るのは区役所と保育園でいい」という母親に対して、【当事者意思尊重待望姿勢】で何度か訪問するうちに警戒心の融和実感を得る。

手立て 「もしかしたら保育園に行かないかもしれないな、このケース」と【要支援家庭介入葛藤】を感じながらも、話を聞いて寄り添い、【具体的提案アプローチ】で臨み【自己決定尊重支援】につなげる。一方で、保健センターや児童相談所は「そこで（関係を）切れてしまうとつながらなくなってしまう」と【当事者気持ち尊重受容】を決めた。

つなぐ 区役所と主査による【連携訪問】、保健センターと児童相談所による【連携見守り】を続け、【ニーズに合わせた情報提供】、母親の【意思決定待ち過程】を経て「公立保育園」への入所が決まる。

見守り 保育所入所により区役所とつながっている、そして公立保育所間で園長同士の【連携可能】である安心感がある。実際に保育するのは入所先の保育所ではあるが、引き続き保健センター保健師や主査が保育所に足を運び【寄り添い型見守り支援】をする。一つの機関で支援をするのではなく「つながるところがいっぱいあるとお母さんをみんなでみれる」と【既存ネットワーク継続活用】しながら地域の連携機関がつながって支援をしていくことが大切である（図4、5参照）。

《関係図》

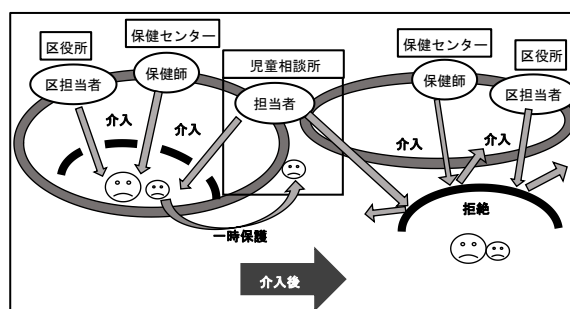


図4 事例3-1 一時保護による関係機関拒絶状態の図

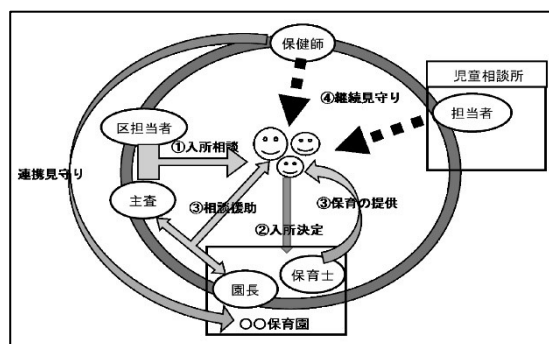


図5 事例3-2 保育所入所後の連携図

《考察》

公立保育所はセーフティネットの役割を担っていることが多い。地域や家庭における養育力の低下、被虐待児の増加など、保育をめぐる状況は多様化、深化している。子ども虐待について、柏女（2016）は「子ども虐待により子供は大きな影響を被ることとなる」としながらも「虐待をする親も苦しみ、虐待という自らの行為に影響を受けることとなる。虐待してしまう親も多くの課題を抱え、また、自己の虐待行為によってさらに傷を深くしてしまう。親もまた、自分の人生を肯定したいと願っており、多くの援助を必要としていると考えられる」と述べている。また笹川（2014）は、多様化される保育所の役割について「児童虐待の防止等に関する法律」（2004改正）を受けて「保育所及び保育士は、児童虐待を早期に発見する役割のみならず、虐待を行う保護者とその子どもへのケアについても役割を期待されることとなった」とし、「保育所は単に子ども預かり保育を提供する場から相談援助の場へと役割が拡充され、さらに保育を担う保育士にはソーシャルワーク（社会福祉援助技術）的な視点と働きかけが今後ますます要求されると考えられる。そして他の専門職種や専門機関とのネットワーク（連携）が特に重要となる。」と述べている。そのうえで、榎本ら（2016）は利用者支援事業について「援助者と利用者が信頼関係を築けるようになれば、そして専門職同士が協働するシステムが整えば実践がうまくいく可能性があるといえるのではないだろうか」と述べているが、児童相談所や保健センターといった関係機関とつながることは有意義なことであるといえる。このケースにおいても、関係機関を拒絶して孤立化してしまいそうな家庭に訪問介入し、寄り添い型支援という保育士の専門性をもって保護者の気持ちを保育園入所に向けてくることができた。また保健センターや児童相談所など関係機関とは普段から情報共有（会議）の場において主査と顔が繋がっており、相談しやすい状況だったと考えられる。受け入れ先の公立保育園長も同様であり、園長会等で顔を合わせたときに相談できるという安心感があつたに違いない。主査は保育園に入所した後も見守り続けることができていた。セーフティネットの役割を担う公立保育所においては、要支援家庭、要支援児童とかかわることが多く、主査や園長は対応事例がたくさんある。その多くの実践を利用者支援専門員としてのソーシャルワーク的な援助技術として援助の際に生かしている。この事例で主査は「そうやってつながるところがいっぱいあるとお母さんをみんなで見れるかな」そして「子どもが安心して親子関係を、いい中でやっていけるといいと思っている」と結んだ。子どもの最善の利益を念頭に置き子育て支援をするこ

とこそ、保育者が利用者支援専門員として支援するうえで大切なことであると考えられる。

IV 考察

保育士資格を持った主査が、利用者支援専門員として親子を対象とする利用者支援事業に従事する際には、常に保育士の専門性を意識することで、保護者やその子どもに対してより良い支援につながると考える。保育者の専門性の構造について柏女ら（2010）は「対人援助の専門職としての価値や倫理が根底にあり、その上に保育の知識、技術があり、それらを基盤として保育相談支援が成立するという構造である」と述べ、「保育者に固有の技術である」と加えている。さらに、「保育相談支援業務は、援助方法としては助言指導（ガイダンス）と最も重なり合い、ソーシャルワークやカウンセリングとも一部重なり合う技術体系といえる」とも述べているが、その専門性は保育の知識・技術であり、その域を超えるものではないという。

平田（2015）は、保育援助技術だけでなく、利用者支援専門員はソーシャルワーク的な技術が必要となる「社会福祉士が望ましい」とした。そこで保育者が保護者支援に生かしている保育相談援助技術を、子育て支援コーディネーター（社会福祉士）が用いるケースマネジメント援助技術のステップにあてはめ、園長経験者である主査が利用者支援専門員として実践する様子を明らかにすることとした。一方で、主査が地域に根差したセーフティネットの役割を担う施設の職員として、地域連携においてどのように連携しているかに関係図に示すことにした。この研究では、主査4名のうち、経験豊富な2名の実践事例の中から、子育て家庭を地域の支援者や公的資源につないだ事例を3つ選び、利用者支援専門員に求められるコーディネート機能として「保育所保育士が利用者支援専門員として生かすことができる保育士の専門性」と「利用者支援事業を公立保育所で行う効果（地域連携における公立保育所の強み）」について明らかにすることにした。

(1) 子育てに不安がある母親を地域子育て支援センターにつなげた事例

1つ目の事例は、母親の子育て不安や負担感に対して、心情への共感を通して支援したところ、保育所内の地域子育て支援センターにつなぐことで支援センター職員と連携をとり継続して見守りができることになった。また、ユニットとなり複数の公立保育所で主査と専任保育士とがつながり、支援体制の広がりが見られたことによる効果が出された。

(2) 双子の会の仲間同士をつなげた事例

2つ目の事例は、保健センターと連携が取れている主査が、多胎育児の保護者とのつながりの中で、地域

の公的機関が主催するサークルから利用者が自主的に運営するサークルにつながった事例である。自主サークル運営に当たっては運営資金等が必要となるが、ここでは既存の子育て支援の場につながりことで気軽に集まることができ、立ち上げ以降必要に応じて声掛けや見守りができることになった。利用者のニーズを的確に把握して、次の取り組みに反映させることができるのは、主査が持つコーディネート力であることが明らかとなった。

(3) 虐待の恐れがある家庭を保育所入所につながった事例

3 つ目の事例は、公立保育所のセーフティネット機能が活かされた事例である。虐待ケースで保健センターや児童相談所に対して拒絶してしまった親に対して、主査が関わり「保育園には行く」となったことで、地域の関係機関が連携して見守る体制をとることができた。保育所入所につながったとき、今までは拒絶されていた児童相談所や保健センターとも「見守り」という形での支援が可能になったことが、関係図から読み取れる。一保育園だけで支援することは困難であるものの、主査が見つないだ地域ぐるみの見守りの形があることで安心して支援に当たることができるといえる。

(4) 保育士の専門性と公立保育所の強みを生かした支援

このように、主査は対人援助の専門性を持つ保育士の専門性のうえに、保育士、園長としての実践や保護者対応の経験を重ねる中でソーシャルワークの力が備わっていることが示唆された。事例で挙げられた3つの実践では、保育相談援助技術をもって丁寧にかかわり、ケースマネジメント援助技術を用いて、母親たちが必要な資源を利用できるよう援助したことは間違いない。意識してこのような援助をしていたかについては定かではないが、つないでいく保育者の援助方法は、対人援助の専門職としての価値や倫理が根底にあり支援をする上で有効であることが明らかとなった。

公立保育所はセーフティネットとして地域に必要とされており、公的機関としての安心感を持って地域に根付いていることも示唆された。利用者支援専門員としてアウトリーチが可能となった主査が、地域資源や関係機関をつなぎ、状況に応じて子育て資源の育成や開発を手掛けて実績を重ねていることも示された。保育士の相談援助技術の専門性と園長としての経験によるソーシャルワーク力をもって「利用者支援」、公立保育所の強みを生かしてコーディネート「地域連携」が、利用者支援事業を公立保育所の主査が行う効果が明らかになったといえる。

ここではつなぐことができた事例を挙げたが、主査

の語り进行分析の中で、保育士の専門性を持って支援したいと思っても、異動したばかりで地域とのつながりが構築できておらず、必要な資源に有効につながることができなかったことも明らかとなっている。今回のインタビュー項目には効果的だった事例について挙げたが、うまくいかなかった事例を分析することで、より有効な支援にたどり着けることが示唆される。

V. まとめ

公立保育所における利用者支援事業の実践の中から、①保育所保育士が利用者支援専門員として生かすことができる保育士の専門性、②公立保育所の強みを生かした地域連携、以上の2点を明らかにすることを目的として3つの事例を取り上げて研究を進めた。

利用者支援専門員については、平田(2015)は、「保育士は一部、ソーシャルワークの機能を持つことを期待されながらも、ソーシャルワークを担う専門職ではないことがはっきり記されている」と述べ、ソーシャルワークの機能を持ち合わせたソーシャルワーカー、つまり社会福祉士が望ましいとしている。一方で柏女(2011)は「今後ソーシャルワーク、ケアワーク、保育相談支援等の援助体系の関係について、保育相談支援や保育の技術を可視化、体系化することを通じて整理していくことが必要とされる」としながらも「純粋なソーシャルワークは社会福祉士などが行うが、保育士はケアワークの専門職として、保育場面におけるソーシャルワークを一部分担っていくことが期待される」と述べている。A市で利用者支援専門員として従事する主査の語りから、保育者の専門性である相談援助技術を用いて支援にあたり、必要に応じて地域や仲間同士をつないだ事例を分析した。結果として、利用者支援事業の専門員である主査は、子育て支援コーディネーターの援助の手続きを踏みながら利用者が必要な資源にたどり着けるような支援をしていることが示唆された。3つの事例からは、どれも保育者としての保育相談援助技術、園長として多くの実践事例から得られた保育ソーシャルワーク力を生かした支援であることが明らかとなった。

また、主査は公立保育所職員として地域の関係機関とかかわりを持ち、地域や専門機関等について熟知しているからこそ得られたネットワーク力で必要な支援を展開していた。アウトリーチが可能となったことで一層その責務を果たすことができるようになったと考える。ここで、利用者支援事業を公立保育所で取り組む効果が2つ示された。1点目として、公立保育所はセーフティネットとして地域に必要とされており、公的機関としての安心感を持って地域に根付いていること、2点目として、主査は公務員としての倫理観や全

体の奉仕者として市民サービスに対する意識を持って職務にあたり、地域や専門機関等について熟知しているからこそ得られたネットワーク力が必要な支援を展開していたことである。事例においてもこのことは顕著に表れていた。特に A 市においては利用者支援事業の「基本型」「母子保健型」「特定型」のいずれも公的機関で行っており、支援者同士での連絡会議が可能であることにより、密に連携を取ることができることも示唆している。

利用者支援事業の目的である「子ども及びその保護者が各自の選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う」ためには、地域の子育て支援情報や子育て資源との情報共有が必要となる。主査がコーディネート機能を発揮し、地域の支援者や関係機関とつながっていることが大きな安心感となることも事例を通して示唆された。

保育所は子育て中の親子にとって、地域に存在する身近な施設である。豊かな保育経験によりソーシャルワーク力を備えた主査が利用者支援専門員として、公立保育所で利用者支援事業を行うことで、保育士の専門性と公立保育所の強みを生かして必要な支援に「つなぐ」という役割を果たすことができることが明らかになった。

謝辞

本論文の作成にあたり、終始適切な助言を賜り、また丁寧に指導して下さった名古屋市立大学人間文化研究科上田敏文先生に心より感謝の意を表す。また A 市公立保育所関係者の皆様には、本研究に多大なるご協力をいただいた。お忙しい中、インタビュー調査に快く応じて下さった主査の皆様にも、心よりお礼を申し上げます。

付記

本論文は、2020 年度に名古屋市立大学大学院人間文化研究科に提出した修士論文の一部を加筆修正したものである。

引用文献

榎本祐子, 矢田匠, 矢田明恵(2016)フィンランドのネウボラの視察から見たわが国の利用者支援事業の課題—ケースの視察及び利用者インタビューから—。滋賀大学環境総合研究センター研究年報, 13 (1), 49-55.
橋本真紀, 奥山千鶴子, 坂本純子(2016)利用者支援事業のための実践ガイド。中央法規, 東京。

平田祐子(2015)ケースマネジメントによる子育て支援コーディネーター効果的なサービス提供のために—。ミネルヴァ書房, 東京。
柏女霊峰(2011)保育士の専門性と保育相談支援:特集保育相談支援における心理的アプローチ。福祉心理学研究, 8(1), 6-16。
柏女霊峰(2016)“子ども虐待防止の理解と対応並びに保育”。保育学講座 5:保育を支えるネットワーク—支援と連携。大豆生田啓友(編著), 129-156。東京大学出版会, 東京。
柏女霊峰, 橋本真紀(2010)増補版 保育者の保護者支援。フレーベル館, 東京。
柏女霊峰, 橋本真紀(2015)子ども・子育て支援新制度利用者支援事業の手引き。第一法規, 東京
厚生労働省(2004)「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-fukushi-shikou.html>(2022.11.23 最終閲覧)
厚生労働省(2015)利用者支援ガイドラインについて。府政共政第 950 号・26 文科初第 704 号・雇児発 1006 第 1 号・平成 26 年 10 月 6 日。一次改正・平成 27 年 5 月 21 日 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000103066.pdf> (2022. 11.23 最終閲覧)
厚生労働省(2008)保育所保育指針 解説書。フレーベル館, 東京。
厚生労働省(2018)保育所保育指針 解説書。フレーベル館, 東京。
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 監修(2014)利用者支援事業の実践のために。
https://kosodatehiroba.com/new_files/pdf/riyoush_ashien.pdf(2022.11.23 最終閲覧)
大日向雅美(2014)子育て支援のこれまでとこれから—新たなステージを迎えて—。発達(140)。ミネルヴァ書房, 東京。
大木修一, 彦聖美(2019)多胎サークルの実態に関する全国調査—主催者による特徴の違いと保健行政機関からの支援に関して—。石川看護雑誌, 16, 1-12。
大谷尚(2019)質的研究の考え方 研究方法論から SCAT による分析まで。名古屋大学出版会, 名古屋。
笹川拓也(2014)地域社会における子育て支援の現状と課題—子育て支援制度の変遷と子育て家庭の現状について—。川崎医療短期大学紀要, 34, 13-18。
谷口良美(2022)公立保育所における利用者支援事業の取り組みに関する研究(1)—保育士が効果を実感するプロセス—。瀬木学園紀要, 20, 13-22。